

令和3年度における
実地指導等について

令和3年度

岐阜市 福祉部 指導監査課

■内容

- I 指導及び監査について
- II 令和2年度の指導状況について
- III 全国の指定取消状況等
- IV 令和3年度の実地指導について

I 指導及び監査について

指導とは？

■方針

- ・ 自立支援給付対象サービス等の取扱いの確認
- ・ 自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項の確認

■形態

集団指導 ⇒ 【講習方式で実施します。】

実地指導 ⇒ 【面談方式で実施します。】

■指導の目的

「サービスの質の確保」 「自立支援給付の適正化」を図ることが目的です。

監査とは？

■ 目的

- サービス提供や自立支援給付請求の不正や著しい不当の疑い発生した時に、
⇒ 事実関係を把握し、「公正」かつ「適切」な措置を実施します。

■ 監査のきっかけ

- 要確認情報（通報、苦情、相談等）
- 実地指導で確認した情報

■ 監査方法は？

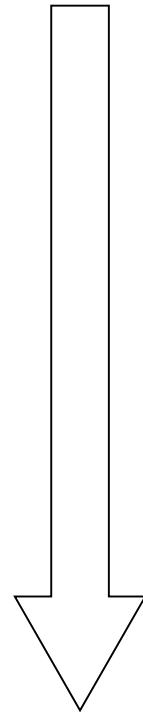
- 報告、帳簿書類の提出・提示命令
- 出頭要請
- 職員による関係者への質問
- 実地検査（事業所等での設備・帳簿書類その他の物件の検査）

監査の流れ

- 実地検査 ⇒ 改善報告書
- 改善勧告

・ 過誤調整又は返還金の徴収
【行政指導の範囲です。】

公表 →



■ 改善命令・公示

■ 指定の効力の全部又は一部停止

■ 指定の取消し

・ 返還金＋加算金

【行政処分となります。】

「指定基準違反・不正請求等」に対しては監査を実施して
行政指導・処分を受ける結果となります。

Ⅱ 令和2年度指導状況について

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、実地による指導ではなく、書面による自己チェックを実施しました。

基準条例に基づく自己チェック表は岐阜市のホームページに掲載されているため、今後も適時チェックの実施をお願いします。

<掲載場所>

健康・福祉→指導監査→各種自己チェック表→障害福祉事業

■実地指導における主な指摘事項

- ① 防災対策が不十分
 - 1 備品類等の転倒防止及び安全対策不十分
 - 2 避難訓練の未実施、記録が不十分
 - 3 避難確保計画が未作成

- ② 事業運営に必要な書類等の整備が不十分
 - 1 勤務表の記載内容が不十分

- ③ 事業所内に運営規定の概要等が未掲示

- ④ 各種加算に係る必要書類等が不十分
 - 1 加算の算定根拠となる記録が不十分

①—1 備品類等の転倒防止及び安全対策不十分

大規模震災等に備えて備品類について確実な転倒防止をお願いします。

また、他の安全対策、避難経路上に避難の妨げとなるものを置かないことなども注意願います。

①—2 避難訓練の未実施、記録が不十分

非常時の避難体制について計画し、避難訓練を実施の上、記録を残してください。

①—3 避難確保計画が未作成

*平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に所在する「要配慮者利用施設」の所有者又は管理者は避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されています。

避難確保計画が未作成の場合は？⇒避難確保計画は障がい福祉課へ提出が必要

<避難確保計画のひな形の掲載箇所>

岐阜市ホームページ内 都市防災政策課

⇒要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

②—1 勤務表の記載内容が不十分

勤務表について、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にし、月ごとに勤務表を作成してください。【障害福祉条例第71条及びその準用規定】

③ 事業所内に運営規程の概要等が未掲示（R3基準等改正）

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要等、利用者のサービス選択に資すると認められる重要な事項について掲示若しくは、閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等が、事業ごとの条例、基準、要綱等に定められておりますので掲示若しくは備え置きを忘れずをお願いします。

④—1 各種加算に係る必要書類等が不十分

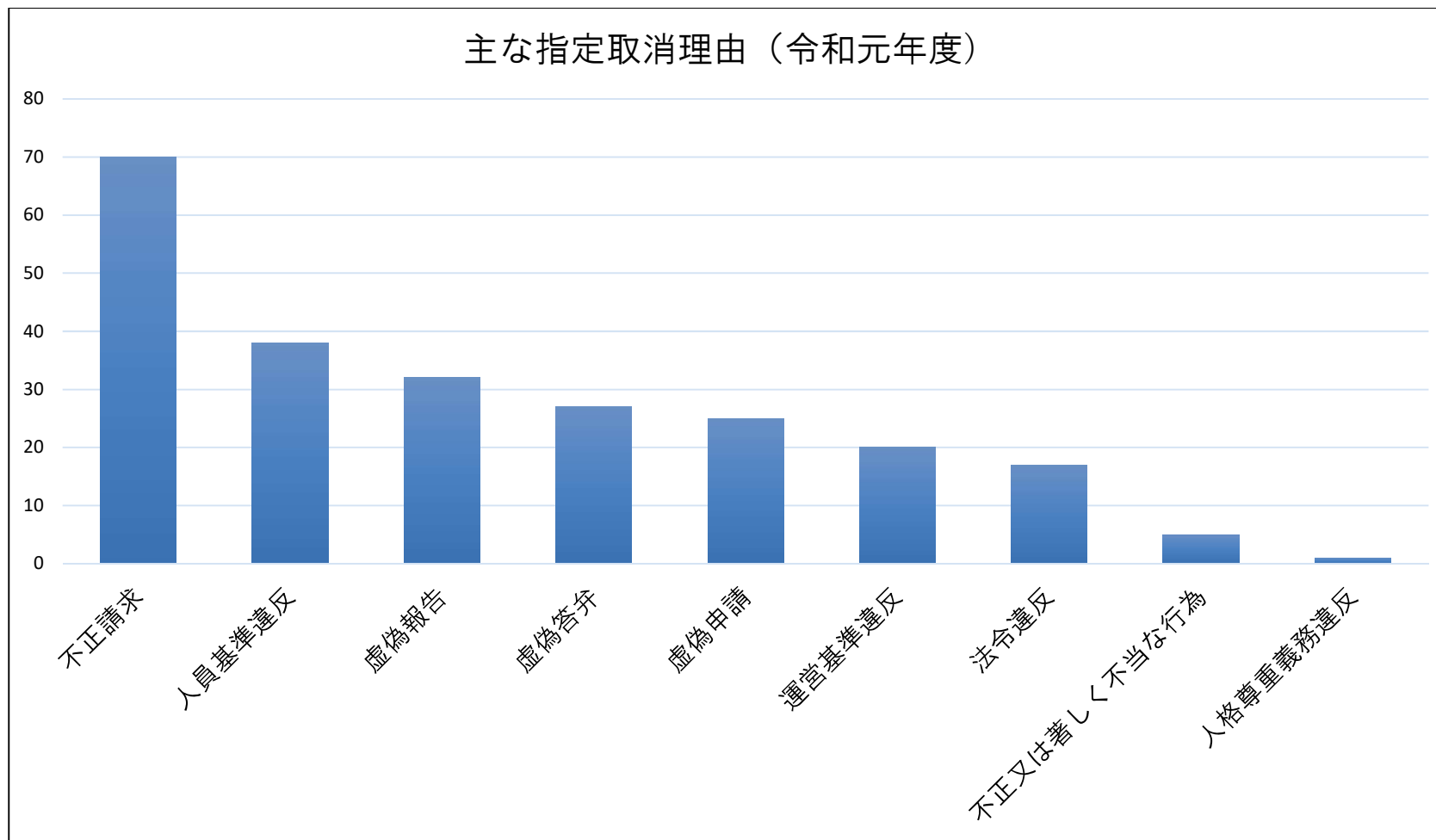
各種加算について、要件、必要書類等が定められておりますので今一度確認をお願いいたします。例えば、欠席時対応加算については、要件の確認とともに、下票のような記載をお願いしております。

《欠席時対応連絡票の様式例》

受付：令和 年 月 日 時	対応者：	利用者：
連絡者：本人・家族（ ）・（ ）	連絡方法：電話・（ ）	
欠席日：令和 年 月 日 欠席の理由（利用者の状況）：		
相談支援内容：		
次回通所予定日：令和 年 月 日	確認欄	

Ⅲ 全国の指定取消状況等

指定取消における、その原因となった主な理由は以下のとおりです。



指定取消の主な事例①

- ・ 障害福祉サービスを利用者に提供していないにも関わらず、提供したとして、虚偽の書類を作成し、それに基づき、介護給付費等を不正に請求した。
- ・ 減算が必要であるにも関わらず、減算しないで介護給付費等を不正に請求した。
- ・ 加算の算定要件を満たしていないにも関わらず、介護給付費を不正に請求した。
- ・ 無資格従業者もしくは雇用契約を締結していないボランティアによるサービス提供について、介護給付費等を不正に請求した。

指定取消の主な事例②

- ・ 実際には配置見込みのない者を従業者として記載し、指定申請を行った。
- ・ 監査において、虚偽の報告書を提示し、また、虚偽の答弁を行った。
- ・ 監査において、虚偽の答弁を行い、監査中に書類を破棄し監査妨害を行った。
- ・ 監査において、聴取対象職員を退勤させるなど、聴取調査を拒み、妨げ若しくは忌避した。
- ・ 介護保険法の違反（介護保険法による指定取消処分）のあった事業所において一体的に提供している障害福祉サービスについても指定取消された。

障害福祉サービス事業者の不正事案・全国のまとめ

全国で2014年～2018年度の5年間で少なくとも約26億3千万の給付費の不正受給があった。

また事業所の指定取消等の処分は630件に上る。



障害福祉サービス事業者の悪質な例

- サービスを提供していないのに、記録を改ざんして給付費を不正受給
- 勤務表や給与明細などを捏造し、退職した従業員や、実際には働いていない者が勤務していたかのように偽装
- 従業員の資格や実務経験の証明書を偽造して、事業の指定を取得。監査でも虚偽の答弁を繰り返す
- 指定取り消しから5年間は新たに事業の指定を受けられないため、親族や知人、従業員が別法人をつくり、事業を始める

(自治体の回答や取材を基に作成)

(令和2年2月 共同通信社)

IV 令和3年度の実地指導について

■ 令和3年度の実地指導の実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、令和3年度の実地指導の開始が例年より後倒しとなっているところですが、感染症予防対策を講じながら、実地指導を実施します。

実地指導対象事業所、施設へは指導日の1か月前には通知しますので、通知が届きましたら、事前提出資料の提出をお願いします。

また、事業所、施設での滞在時間をなるべく短くしたいと考えています。

通知に同封の当日準備資料の事前準備にご協力お願いいたします。

なお、今年度の重点確認事項は次のとおりです。

■ 令和3年度 重点事項

【障害福祉サービス事業、障害者支援施設及び地域生活支援事業】

(※ただし、事業によって必要な事項のみ)

- 1 避難確保計画の作成等防災対策の充実及び推進に取り組まれているか。
- 2 事業運営に必要な書類、諸規程等は適切に整備されているか。
- 3 報酬請求等は適正に行われているか。
- 4 利用者の事故・虐待防止及び安全確保対策は講じられているか。
- 5 新型コロナウイルス等感染症対策に取り組まれているか。

【障害児通所支援事業】

- 1 避難確保計画の作成等防災対策の充実及び推進に取り組まれているか。
- 2 報酬請求等は適正に行われているか。
- 3 事業運営に必要な書類、諸規程等は適切に整備されているか。
- 4 利用者の事故・虐待防止及び安全確保対策は講じられているか。
- 5 新型コロナウイルス等感染症対策に取り組まれているか。